

### Q3参照

#### ① 特許法第 35 条第1項及び第2項

使用者, 法人, 国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は, 従業者, 法人の役員, 国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し, かつ, その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき, 又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは, その特許権について通常実施権を有する。

従業者等がした発明については, その発明が職務発明である場合を除き, あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約, 勤務規則その他の定めのある条項は, 無効とする。

#### ② ポリシー1-(5)

本法人は, 知的財産に関する事項について取り扱う組織として知的財産本部を設置する。

#### ③ 職務発明規程第5条第1項

職員は, 発明等を行ったときは別記第1号様式の発明等届出書により, 速やかに学長に届出なければならない。

#### ④ 職務発明規程第6条第1項

学長は, 前条の規定による届出があったときは, 知財本部の審議を経て, 職務発明等の該当の当否等について決定する。